

規模拡大推進奨励金

借手 設定期間	奨励金額（10a）当たり（円）	
	新規設定	
	一般農業者等	認定農業者
3年以上6年未満	4,000	8,000
6年以上	8,000	15,000

※受付窓口は農政課農業振興係（壬生町役場本庁舎内 TEL81-1839）になります。